

前回から継続審議した苦情事案等3件及び委員意見1件の検討結果について

(平成21年11月1日～22年2月28日受付分)

	No.	局所	苦情等件名	検討結果
苦情	1	茨城	健康保険の被扶養者認定及び資格喪失の時期について、年金事務所から誤った説明を受けたことに納得いかない。	同種苦情の再発防止及びマニュアルの充実について、日本年金機構北関東・信越ブロック本部に申し入れを行い対応について聴取することとし、継続審議事案とした。
	2	千葉	集合住宅管理組合が駐車場の一部を組合員以外に賃貸し収入を得た場合の収益事業としての法人税課税、非課税範囲の取扱いを明確にしてほしい。	国税庁では、集合住宅管理組合による駐車場賃貸時の法人税課税のあり方について検討中であることから、その推移を見守ることとし、継続審議事案とした。
	3	山梨	国土交通省が作成している建設工事標準請負契約約款において、現場代理人の常駐が義務づけられていることに納得いかない。	国土交通省が作成している建設工事標準請負契約約款はあくまでも「ひな型」であり、地方公共団体の判断により現場代理人の常駐規定を緩和し、複数の工事現場の兼務を認める措置が拡大していることから、あっせん等は行わないこととし、審議を終了した。
意見	4	茨城	厚生労働省は、個室型特別養護老人ホームの整備を推進しているが、多床室型特別養護老人ホームの整備についても推進すべきである。	特別養護老人ホームの整備については、個室型と多床室型のいずれが望ましいのか国民の意見も様々であり、結局、各都道府県において地域の実情を踏まえて判断するものであることから、あっせん等は行わないこととし、審議を終了した。